

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	14 件

千葉国民年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年6月まで

私は、妻と共に昭和44年7月17日に国民年金の加入手続を行い、妻と同様に国民年金保険料を特例納付したはずであり、妻が納付済みとなっているのに自分の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立期間は12か月と短期であり、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立期間について、申立人の妻の保険料は第3回特例納付で納付済みとなっている。

さらに、納付日の確認できる昭和42年7月から47年3月までの保険料は、いずれも夫婦が同日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1955

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の国民年金の加入手続は、父が兄の分と一緒に昭和36年4月ごろにA市役所B支所で行い、申立期間の国民年金保険料は、自宅で毎年1年分ずつを集金人に納付していたはずであり、兄は納付済みとなっているのに私の分は未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間は納付済みであり、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の兄及び兄嫁の特殊台帳では、申立期間において第1回特例納付を意味する附則13条の記載はあるが、納付金額及び納付年月日の記載がない上に、社会保険事務所において昭和63年4月19日に申立期間の納付記録が未納から納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、A区からB市に引っ越してきた昭和46年11月に、B市役所で国民年金の申請免除の手続を夫の分と一緒にした。国民年金手帳には、当時市役所の職員の説明として、47年1月から同年3月まで申免と記載されており、夫の国民年金手帳には46年10月から47年3月までの申請免除を承認した印が押されているのに、私の申立期間の記録が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫は、申立期間を含む昭和46年10月から47年3月までの期間が未納とされているが、申立人の夫が所持している国民年金手帳には、46年10月から47年3月までの国民年金保険料の免除を承認した印が押されている上、昭和48年度については、社会保険庁のオンライン記録では申請免除のままとなっているが、社会保険事務所が保管する申立人の夫の特殊台帳には、追納した記録があり、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていないことが確認できる。

申立期間に近接した、申立期間後の昭和47年4月から52年3月までは申請免除の記録となっているが、後日、保険料を追納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から同年9月までの期間及び63年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月から同年9月まで
② 昭和63年12月

20歳になったとき、私の親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、結婚するまでは親が納付してくれ、結婚後は妻が夫婦二人分を市役所から送られてきた納付書により金融機関で納めていた。申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっているのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときから国民年金に加入し、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間①は3か月、②は1か月と短期間である。

また、結婚後、申立人の保険料と一緒に金融機関から納付していたと主張する申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立期間当時の生計、生活状況に特段の変化は認められないことから、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで

私は、納付期間が昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料の領収書を所持しているが、このうち45年12月から46年3月までの期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚した後の昭和46年11月以降に払い出されていることが確認できるが、納付記録によると、申立期間前の38年8月以降の国民年金保険料を未納期間をなくすよう特例納付している状況がみられ、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、納付期間が「自昭和44年10月 至昭和46年3月分 1年6月間」と記載された領収書を所持しており、その領収書から44年10月から46年3月までの保険料を47年1月18日に郵便局を通じて過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間は4か月と短期間である上、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から51年3月まで
② 昭和52年4月から同年12月まで

私は、昭和45年4月末日で会社を退職し、A市でB業を始めた。会社を退職した後、すぐに妻がA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、妻が定期的に集金に来た男性に国民年金保険料を二人分支払っていた。国民年金に加入し、保険料を納付することが義務だと思っていたので、きちんと納付していた。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、9か月と短期間である上、申立人とその妻は申立期間前の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、申立期間後についても納付済みであり、申立人及びその妻と一緒に保険料を納付していたとの申述があることを考え併せると、申立期間②のみが未納とされていることは不自然であると考えられる。

2 一方、申立期間①については、一緒に納付したとされる申立人の妻の保険料も未納となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号はC社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和52年12月から53年1月までの間に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点において申立期間①の大半である45年5月から50年9月までの間は時効で保険料を納付することができない。

また、申立期間①の始期である昭和 45 年 5 月から 46 年 7 月までに A 市で発行された手帳記号番号の払出簿を縦覧調査した結果、申立人夫婦の氏名は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から51年3月まで
② 昭和52年4月から同年12月まで

私は、夫が昭和45年4月末日で会社を退職し、A市でB業を始めたので、会社を退職した後、すぐにA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、私が定期的に集金に来た男性に国民年金保険料を二人分支払っていた。国民年金に加入し、保険料を納付することが義務だと思っていたので、きちんと納付していた。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立期間は9か月と短期間である上、申立人とその夫は申立期間前の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、申立期間後についても納付済みであり、申立人及びその夫と一緒に保険料を納付していたとの申述があることを考え併せると、申立期間②のみが未納とされていることは不自然であると考えられる。

2 一方、申立期間①については、一緒に納付したとされる申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号はC社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和52年12月から53年1月までの間に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点において申立期間①の大半である45年5月から50年9月までの期間

は時効で保険料を納付することができない。

また、申立期間①の始期である昭和 45 年 5 月から 46 年 7 月までに A 市で発行された国民年金手帳記号番号の払出簿を縦覧調査した結果、申立人夫婦の氏名は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年6月まで

私は、結婚前の昭和48年7月ごろにA市役所（現在は、B市役所）へ母と一緒に出向き、国民年金の加入手続を行い、それまでの未納分の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和48年7月にA市において払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間は現年度納付及び過年度納付が可能である上、当時、A市役所では現年度納付書及び過年度納付書の作成を行っていたことを確認済みであり、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人は申立期間後に未納は無く、申立期間は17か月と比較的短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間直後の昭和48年7月から同年9月までの期間については、当初未納と記録されていたが、申立人が所持する年金手帳に「規則による検認」と記載されていたことから、平成21年3月24日付けで納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月ごろに A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は 3 か月から 6 か月ずつ納付してきた。申立期間当時は専業主婦で納付は大変だったが、将来老後を一人で迎えることも想定して、1 か月も漏れなく納付した。昭和 55 年 1 月から同年 3 月までについて未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に昭和 45 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 3 か月と短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

また、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間については、当初、未納と記録されていたが、申立人が所持する国民年金手帳に検認印があることから、平成 21 年 3 月 3 日付けで納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になったときから国民年金に加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付していたので、A 市役所で納めた申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 42 年*月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 3 か月と短期間であることから、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年7月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月16日から同年8月1日まで

私は、昭和37年4月1日から平成10年5月31日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社B支店へ異動したときの昭和39年7月16日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が欠落している。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の履歴台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年7月16日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A社B支店における資格取得の届出に誤りがあった旨回答していることから、事業主が昭和39年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から4年6月30日まで
私は、平成3年12月から4年5月までについては53万円の報酬を受けていたが、記録が訂正され標準報酬月額が8万円に下げられている。元の標準報酬月額に直してほしい。当時、私は取締役であったが、今回の訂正処理手続については、承知していない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年6月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年8月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3年12月から4年5月までの期間について53万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるが、元顧問社会保険労務士及び元従業員は、「申立人は営業を担当しており、社会保険関係の業務はすべて事業主が行っていた。」と証言している。

さらに、当該事業所が解散した平成4年6月30日以降、事業主は行方不明となっており、その後の残務整理に関して申立人は、「残務整理は私と姉と弟とで行っていたが、経理の関係は姉が行っており、私は行っていない。」と供述している上、その弟は、「債権者に対する対応は自分が対応しており、申立人は債権者会議に出るようなことは無かった。」と述べており、申立人は、事業主の行方不明後も債権整理や社会保険の手続には、携わっていなかったと考えられ、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして

は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から同年10月1日まで
私は、申立期間中、A社に勤めていて、厚生年金保険料も控除されている。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年8月20日）及び資格取得日（同年12月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月20日から同年12月1日まで

私は、昭和42年10月1日にA社B支店に入社し、44年8月31日に退職するまで継続して勤務し、この間事業主から厚生年金保険料を控除されていたのに、43年8月20日から同年12月1日までの間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和42年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、43年8月20日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、同年8月から同年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の元同僚の証言、雇用保険の加入記録及び当該事業所発行の申立人に係る在職証明書から、申立人が申立期間を含む昭和42年10月1日から44年8月31日まで継続して勤務していることが確認できる。

また、上記在職証明書には、申立人が当該期間において厚生年金保険料を控除されていたものと考えられると明記されており、申立期間当時と同じ部署にいた元同僚は、「申立人は、退職するまで途中休むことも無く仕事の内容も変わらず、アルバイトでもなかった。」と供述している。

加えて、このような供述をした同僚を含め、当時の同僚3人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事

務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、社会保険事務所で資格取得及び喪失の記録が管理されており、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがえないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、私がA社に勤務していた平成 2 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの標準報酬月額が、著しく低い額となっていることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 2 年 12 月 6 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その4か月後の3年4月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年1月から同年9月までの期間について53万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、同社の代表取締役であったことが確認できるが、遡及訂正の処理が行われる前の平成 2 年 12 月 26 日に代表取締役を辞任し、同日までに他の役員も辞任して全役員の交替が行われていることが確認できることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から同年9月11日まで

私は、昭和40年9月にA社が経営するB事業所に入社し、経営者が変わっても職場を変えることなく平成21年3月に退社するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿により、申立人を含む59人が昭和42年5月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、このうちの48人が同年9月11日にC社D事業所における被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人及び連絡が取れた複数の元同僚はいずれも、申立期間において継続して勤務し、業務内容、給与及び給与からの控除に変化は無く、経営者が変わったことも後日知ったと述べている上、申立人は、雇用保険の加入記録により、昭和40年9月28日に資格取得してから申立期間を含め平成2年4月30日に離職するまで継続して勤務していることが確認できる。

また、A社は昭和42年9月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日まで被保険者資格が継続していた者が38人確認でき、この中には申立人と同じ職種の者が複数みられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主の所在は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格取得日に係る記録を昭和34年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月2日から35年1月1日まで
私は、昭和29年7月にA社に入社し、平成元年11月30日に退職するまで継続して勤務したが、34年10月1日付けでC出張所に転勤したときの厚生年金保険の加入記録に欠落があるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に交付した在職証明書及び人事異動通知書(写し)並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(厚生年金保険の適用上は、昭和34年11月2日に同社本社から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年1月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったと認めていることから、事業主が昭和35年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年11月及び同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年1月1日まで
私の昭和52年10月から同年12月までの標準報酬月額は、社会保険庁の記録では9万8,000円となっているが、実際は15万円であり間違っている。当時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書があるので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書には、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する15万円と記載されている上、管轄の社会保険事務所の確認印も押されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額について訂正等が行われた形跡は無く、社会保険事務所において標準報酬月額の記録処理を誤った可能性が高い。

さらに、申立人が所持する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書に記載されている標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録が相違していることについて、管轄の社会保険事務所は、当時の関連資料等の保存期限が経過し、存在しないため不明である旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書に記載されている15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（昭和 35 年 3 月に B 社に名称変更）における資格取得日に係る記録を 32 年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①については、私は、昭和31年6月から37年9月20日までA社に継続して勤務しており、勤務場所も変わったことはない。申立期間②については、給料の締め日である昭和37年9月20日までB社に勤務し、その翌日から、C社に勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、昭和31年6月から37年9月までA社に継続勤務していたと主張しているところ、社会保険庁の記録により、31年6月5日にD社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年1月1日に資格喪失後、同年2月1日にA社で資格取得していることが確認できる。

しかし、元上司は、「D社は、A社から分岐して設立された系列会社であり、両事業所とも同じ建物にあり、社長も同一人物である。」と証言し、複数の元同僚も、「申立人がD社からA社へ異動する過程において、勤務形態や仕事内容に変化は無かった。」と証言している上、社会保険事務所が保管する両事業所の健康保険厚生年金保険被保

険者名簿により、両事業所とも所在地が同じであり、両事業所間において人事異動があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も既に他界しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、元同僚及び元上司の証言により、申立人は、C社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和37年11月1日以前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和37年11月1日に厚生年金保険を新規適用しており、申立期間②において適用事業所ではない上、申立人と一緒に異動した元同僚も、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、C社は、昭和47年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、賃金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、申立期間当時の勤務実態を確認することができない上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和30年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和27年6月からA事業所に勤務し、28年7月からは厚生年金保険にも加入し、30年4月末まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月1日となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A事業所に昭和30年4月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により4月分の給与から当月控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、俸給精算書における厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年5月まで

申立期間については、当時実家で同居していた両親から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するよう言われ、未納の督促状が送られてきた記憶も無く、納付しているはずであり、未納と記録されていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間の国民年金被保険者資格の得喪記録は、社会保険事務所において平成12年12月5日に入力処理されているので、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年11月11日以後に国民年金の加入手続をしたことが推認されることから、その時点において申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、納付金額等についての申立人の記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から56年3月まで
② 昭和56年4月から58年9月まで

私は昭和56年4月に夫と一緒に国民年金の加入手続をし、2年間さかのぼって未納分を納付したのを覚えており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和56年4月1日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間である。

2 申立期間②については、申立人は、夫と一緒に国民年金の加入手続をしたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は*、申立人の夫は*と3万4,000番余りの開きがあり、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の手帳記号番号は、昭和60年10月に払い出されたことが認められる。

また、A市が保管する申立人の被保険者名簿の記録から、申立人に対して、過年度納付書を昭和60年11月5日に交付し、同年12月3日に過年度納付が可能であった58年10月以降の保険料が納付されたことが確認でき、その時点においては、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、婚姻後の昭和42年8月ごろにA区役所で国民年金の加入手続をして、納付書で金融機関に納付し、その後、48年10月にB市に転居したが、引き続きA区の納付書で納付し、49年度もA区より納付書が送付されたので50年3月まで納付したはずであり、未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月ごろにB市で払い出されており、その時点で、申立期間のうち49年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号がA区で払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、昭和48年10月にB市へ転入後も、A区より交付された納付書で昭和48年度及び49年度の保険料を納付したと申立人が主張する納付状況等は、当時の市区町村の国民年金事務と相違している。

さらに、申立期間は96か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から59年8月まで

私は、昭和57年1月に結婚し同年9月に会社を退職したので、同年9月ごろにA区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してきた。申立期間の57年9月から59年8月まで未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所からC市へ59年3月に払い出され、その後、申立人へ59年9月に払い出されていることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、59年9月25日に初めて被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳と行政側の資格記録がすべて一致していることからみて、申立期間は未加入期間と考えるのが自然であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の申立期間に係る調査の結果においても、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から52年3月まで

結婚後の昭和53年7月ごろ、私の妻がA市役所で妻自身の国民年金加入手続を行った際、市の職員から国民年金保険料を特例納付で20歳までさかのぼって納めれば満額の年金を受給できるので私も国民年金に加入するよう勧められ、同年秋ごろ、妻が市役所で私の加入手続を行い、保険料は、妻の銀行口座から40万円か50万円くらいを引き出し、市役所で40万円くらいを一括納付したのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年の秋ごろ、申立人の妻が市役所で国民年金の加入手続を行い、特例納付による国民年金保険料40万円くらいを市役所で一括して納付したと主張しているところ、申立人自身は納付に関与しておらず、納付したとする申立人の妻も、その金額についての記憶は明確ではなく、曖昧であり、納付したとする保険料額の特定が困難である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和53年4月28日、同年5月1日及び同年5月2日のいずれかの日に払い出されたことが推認されることから、申立人の申立内容は不自然である上、申立人の妻の手帳記号番号も、同時期に払い出されており、その妻も自分の国民年金加入手続を行ったのは、暑い時期の7月ごろであると証言しているなど申立内容には矛盾がみられる。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、老齢基礎年金の受給に必要な25年の資格期間は将来十分に確保できることから、特例納付制度の目的からみて、申立期間の保険料をさかのぼって特例納付する必

要性は乏しかったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は一切無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年4月にA市からB市に転入し、将来を考えB市でその年に国民年金に加入した。夫は既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたが、私の分は納付していなかったため、B市に行ったときは一緒に納付しようとして話合っていた。B市への転入を契機に夫が国民年金の加入手続を行い、保険料も夫が納付したはずである。B市に転入してから納付が始まったのは間違いなく、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により昭和51年7月以降に払い出されたことが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、手帳記号番号の払出年月からは、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはB市に転居した翌年度以降であったことになり、昭和50年4月に現年度納付の方法により納付したとする申立内容には矛盾がみられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和51年7月以降であり、その時点で、申立期間の国民年金保険料の納付は過年度納付となるが、保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと証言していることから申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したとする関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1970 (事案 387 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から54年12月まで
当初の判断後、新たな資料は無いが、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付したはずなので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が特例納付期間(昭和53年7月1日から55年6月30日まで)より後であること、申立人の主張する納付状況が当時の状況と合致していないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月23日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、市職員による横領の可能性にも言及し、申立期間の国民年金保険料として、100万円以上の金額を市役所の窓口で納付したとの主張を繰り返しているが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

また、口頭意見陳述においても、申立人の主張から、申立期間の国民年金保険料を納付した事実は確認できなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から同年10月までの期間及び昭和48年9月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から同年10月まで
: ② 昭和48年9月から同年10月まで

私は、昭和53年に特例納付の話を知って、B村役場で相談したところ、7か月間の未納期間があると言われたので2万8,000円を特例納付した。私は、申立期間が未加入期間であることを知っていて、申立期間を特例納付しようとしたにもかかわらず、納付書は40年9月から41年3月までの7か月と記載されていた。40年9月から41年3月までの期間については、20歳になったときに勤務先で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は、勤務先に来た集金人に納付していたので二重納付になり、納得できない。B村役場が納付書の期間を間違えて記載したのだから、本来納付する予定であった未加入期間8か月分を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、20歳になった昭和40年*月*日に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、45年2月16日に資格喪失後、3年以上経過した48年11月5日に任意で資格を再取得していることが確認でき、社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録並びにC町、D町及びB村が保管する国民年金被保険者名簿の記録と一致し、申立期間①及び②について国民年金の加入手続を行った形跡はうかがえず、国民年金の被保険者として取り扱われていなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②が未加入期間であることを承知の上で特例納付しようとしたと主張しているが、申立期間①のうち45年10月

及び申立期間②は、厚生年金保険に加入している申立人の夫と結婚後の期間であるため任意未加入期間であり、特例納付の対象とはなり得ず、申立人の主張には不自然さが認められる。

さらに、申立人は、昭和40年9月から41年3月までの期間を53年12月15日に特例納付した領収書を所持している一方、社会保険庁のオンライン記録において同期間が定額保険料の納付を表す「A」記号で表示されていることから、当該期間が二重納付となっていると主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳（紙台帳）には、当初未納とされていた同期間が53年12月に特例納付により納付済みに訂正されていることが確認でき、B村の国民年金被保険者名簿において昭和40年度の未納月数「7」が二重線で消され、納付月数「7」と記録されていることと符合する上、社会保険庁において納付記録をアルファベット等のコードを用いて納付方法別に記録するようになったのは、59年2月以降であり、それ以前に記録された特例納付は、オンライン記録では一律に「A」と表示されるのが一般的であることから、申立人の主張は当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から平成6年3月まで

私は、昭和46年10月に会社を退職後、父が47年7月5日に国民健康保険の手續と共に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は、母が平成6年3月分まで払い続けてくれていたはずであり、記録では昭和47年10月に国民年金の被保険者資格を喪失したことになっているが、手續をした記憶は無く、申立期間が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和47年10月2日に国民年金の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続は行われていないことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和47年10月の資格喪失について、集金人が勝手に資格喪失の手續を取り、その後申立人の母が納付した申立期間の保険料を集金人に横領され続けたと主張しているが、申立人の被保険者名簿には、「徴収区分 000」の記載及び「窓口」の押印があり、A市では、これは窓口で保険料を現金で納付する自主納付者を表すものであり、申立人の元に集金人が保険料の徴収に行くことは無いと回答しており、申立内容に不自然さが認められる。

さらに、申立期間の保険料納付をしてくれていたとする申立人の母は既に他界し、申立人は保険料納付に直接関与していないことから、当時の保険料の納付実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1973

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月

私は平成3年*月に60歳になったが、夫が国民年金の任意加入手続を行い、4年3月まで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料2か月分だけが未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、申立人が60歳の誕生日の前日である平成3年*月*日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、同年6月17日に任意で被保険者資格を再取得したことが記載されており、申立期間は任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 11 月 17 日まで

私は、昭和 34 年 4 月から、A 事業所で B 社の C（職種）の仕事をしていた。その後、35 年 4 月から、D 社 E 出張所で、B 社が作った F（職種）をしていた。A 事業所と D 社 E 出張所で働いた期間は、厚生年金保険料を給料から引かれていたと思うので記録の確認を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで A 事業所で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記においても G 市内に A という名称の法人は確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び元同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

2 申立期間②については、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 11 月 17 日まで D 社 E 出張所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立期間当時、当該事業所の被保険者だった複数の者に照会しても申立人の勤務について証言を得ることはできなかつた上、そのうちの一人は、「当時は、臨時従業員として採用される者が多かった。」と

供述しており、同氏が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた者の多くが当該事業所の被保険者名簿で確認できないことから、申立期間②当時、当該事業所では、必ずしも臨時従業員を厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

さらに、当該事業所は、昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主とも連絡が取れず、貸金台帳等の関係資料が存在しないことから、申立人の勤務実態は不明である。

- 3 このほか、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年5月1日まで
私がA社（現在は、B社）C事業所において勤務した期間のうち、昭和32年10月1日から34年5月1日までの間は、社会保険庁の記録では厚生年金保険第1種被保険者となっているが、実際は坑内で働いており、第3種被保険者のはずなので、年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和32年10月から34年4月まで（32年12月及び33年8月分を除く）の職員給料支給明細において、入坑手当が支給されていること、33年10月以降は坑内常勤手当が支給されていること、及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社C事業所で、坑内においても勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和34年5月に第1種被保険者から第3種被保険者へ種別変更を行った旨の記載がある上、申立期間に係る職員給料支給明細に記載された厚生年金保険料控除額は、第1種被保険者の保険料率が適用されていることが確認でき、申立人が申立期間において第3種被保険者としての厚生年金保険料を控除されていたことは認められない。

また、B社は、「人事記録により、申立人が昭和32年10月1日からD課E担当であったことが確認でき、これは第3種被保険者とは考え難い職種である。」、「当時、3か月以上にわたり一定時間以上坑内で作業していた者を第3種被保険者として取り扱っていたようだが、申立人が当該基準に該当したかどうかは、当時の資料が無いため不明である。」と回答し

ている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月から同年11月1日まで

私は、昭和29年5月から同年10月末までA社B事業所C課にD（職種）として勤務していた。この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「E（卒業証書名）（昭和29年3月18日卒業）」、申立人の業務内容等についての詳細な供述及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚は、当該事業所では毎年5月から10月までの季節労働となっており、申立人と一緒に昭和29年の季節労働期間を勤務したとしているところ、当該元同僚についても、申立人と同様に30年の季節労働期間に係る厚生年金保険の加入記録はあるものの、申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は昭和45年5月5日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料は既に廃棄済みで、申立人の勤務実態は不明である上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月26日から58年6月26日まで
私は、A社がB社に名称変更した後の昭和58年6月26日まで、妻と一緒に同社に勤務していた。妻は、申立期間について厚生年金保険の加入記録があるのに、私のA社における資格喪失日が56年3月26日となっているのは納得できない。資格喪失日を58年6月26日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社及びB社に妻と一緒に勤務していたと主張しているが、昭和53年6月30日に申立人から代表取締役を引き継いだ後任者は、「当時、私はC（資格名）の資格を取得しておらず、同資格を取得していた申立人を私が資格を取得するまで、（代表取締役交代後も）引き続き約2年にわたり雇用した。また、申立人とその奥さんが辞める際、奥さんから、あと何年かで年金が貰えるので、厚生年金保険を続けさせてほしいと言われ、奥さんだけ加入を続けた。奥さんから申し訳ありませんでしたと言われたので間違いない。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和56年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している一方、申立人の妻は、喪失取消と記載されていることが確認できることから、上記後任者の供述には信憑性^{しんぴやうせい}が認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録の職歴審査照会回答票の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 23 日から同年 10 月 1 日まで
私は、A社に派遣社員として平成 11 年 8 月から勤務しているのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 10 月 1 日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社の「C（資料名）」及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社に派遣社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、平成 11 年 9 月 20 日及び同年 10 月 20 日の給与明細書において、厚生年金保険料控除額欄は空欄となっていることから、11 年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は派遣社員として採用されており、当時、派遣社員は入社時に厚生年金保険に加入させるのではなく、2 か月経過してから加入させていました。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚も、当該事業所に採用された当初の 2 か月は厚生年金保険に加入していないことを認識していた旨供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録における被保険者縦覧照会回答票の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、当該事業所が提出した、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日が平成 11 年 10 月 1 日であることが確認でき、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1467 (事案 47 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月から 30 年ごろまで

当初の判断後、夫が船員手帳に添付していた写真が見つかり、今までに自分達で調べた事項を記載した書面と併せて提出するので、再審議願いたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と同様の状況にあったものの、船員保険加入記録の無い複数の同僚が存在すること、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名が無いこと、自営業者であった事業主が死亡し、資料等も残されていないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人の妻は、申立人の船員手帳に貼付されていたとする申立人のみが撮影された写真、及び事業主の息子等から聴取した事項等を記載した書面を提出しているが、当該写真では、申立人が船員保険に加入していたことを確認することはできない上、提出された書面に記載された事業主の息子からの聴取した事項等は、当委員会でも確認している内容であり、当初の決定を変更すべき新たな事情は記載されていない。

また、口頭意見陳述においても、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 28 日から同年 6 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 9 月から 46 年 9 月まで A 事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思う。同年 2 月から同年 5 月までの 4 か月間の厚生年金保険被保険者期間が未加入となっているのはおかしい。再度の調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚は既に他界しており証言を得られず、社会保険事務所が保管している A 事業所の厚生年金保険被保険者原票から申立人と同時期に勤務した B (職種) で厚生年金保険の加入が確認できた複数の同僚に照会したところ、「申立人のことは覚えていない。」と述べており、申立期間に係る勤務実態を確認できる供述を得ることができなかった。

また、A 事業所から提出された C (資料名) には、申立人の辞令上の任用期間として、D 課 E 係は「昭和 45 年 9 月 1 日から同年 2 月 28 日まで」、F 部 G 課は「46 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで」と明記されており、申立期間の勤務については確認する事ができず、A 事業所も C (資料名) 以外の申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できないと回答している。

なお、A 事業所において、B (職種) を再雇用する場合、空白期間を設けていたか聴取したが、「当時の資料が無く、分からない。」と回答しているため、当時の任用期間の取扱いについては確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している A 事業所の厚生年金保険被保険者原票では申立期間の前後において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年12月30日まで
私は、昭和26年4月1日から27年12月30日まで、A県B市（現在は、C市）Dに在ったE事業所に勤務し、その間厚生年金保険に加入していたはずであるが、未加入となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のE事業所における勤務状況及び元同僚に係る供述は具体的であり、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が挙げた申立期間当時の同僚は、当該事業所において昭和29年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、当該事業所においては、26年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となった際に5人が資格を取得した後は、29年10月1日に19人が同時に取得するまで資格取得者がいなかったことが社会保険事務所で保管しているE事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できるほか、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人がE事業所で交付されたと供述している厚生年金保険被保険者証の番号（厚生年金保険記号番号）は、昭和28年1月1日のF社における資格取得時に新規に付番されていることが同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、E事業所は昭和34年8月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び申立人が記憶している元同僚は、既に他界しているため、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年6月1日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が未加入となっていることが判明した。申立期間については、継続して勤務しており厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所からの回答では、申立人は、申立期間においてアルバイトとして勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は当初、平成7年5月1日とされており、これを同年6月1日に訂正されているところ、当該事業所ではいずれの健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書も保管されており、当初届け出た当該確認通知書に健康保険証を社会保険事務所に返還された際に記されたと思われる「証返納済」の押印がある上、申立人は、申立期間において健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立期間については、社会保険事務所の記録により、申立人は、A社において昭和63年10月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成7年6月1日に資格喪失後、8年6月1日に資格を再取得しているところ、2回の被保険者期間においてそれぞれ異なる健康保険整理番号が付与されていることが確認できることから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月1日から33年6月1日まで
② 昭和34年1月28日から同年7月19日まで

私は、昭和31年2月1日から34年7月19日まで、A区Bに在ったC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するC社（現在は、D社）の事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和33年6月1日に社会保険の適用事業所となり、34年1月28日に適用事業所でなくなっており、申立期間において当該事業所が適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、適用事業所でなくなった日に資格を喪失しているが、上記被保険者名簿において、得喪日が遡及して訂正された痕跡は認められず、社会保険事務所の事務処理に、不自然な点はうかがえない。

さらに、当該事業所の事業主は、申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できないと回答している上、当時の同僚は所在が不明なため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間、A社にB（職種）として勤務していた。その前後に別の事業所でB（職種）として勤務していた時は、C共済に加入し、給与は 18 万円ぐらいであったこと、及びA社で勤務していたときに住んでいたD市のアパートの家賃は 3 万円ぐらいであったことから、上記期間の給与は 17 万円から 18 万円だったと思うが、厚生年金保険の標準報酬月額が 5 万 2,000 円と記録されていることに納得がいかない。再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、社会保険庁の記録によると、A社において、申立人の記憶している元同僚のB（職種）の昭和 48 年 4 月の標準報酬月額は 5 万 2,000 円であり、当該事業所へ 47 年に入社した女性被保険者 2 名の入社時の標準報酬月額は、2 万円から 3 万 6,000 円であり、48 年に入社した女性被保険者（申立人を含む。）4 名の入社時の標準報酬月額は、4 万 5,000 円から 5 万 2,000 円であり、49 年に入社した女性被保険者 9 名の入社時の標準報酬月額は、6 万円から 9 万 8,000 円であることが確認できる。

また、当該事業所で申立期間当時、総務担当だった職員は、社会保険労務士の経験もあり、社会保険関係の事務に不正は絶対に無く、内容も手続も正しく行い、自身の昭和 48 年の年金記録も間違いは無い旨述べている。

さらに、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、C共済は、申立人の標準給与の月額等に関して、昭和48年3月は3万9,000円、及び49年4月は7万2,000円と回答している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 33 年 3 月まで

私は、昭和 29 年 4 月から 33 年 3 月まで、夜学に通いながら、A 県 B 市 C にあった D 社に住み込みで働いていた。厚生年金保険に加入するという条件で入社したので、申立期間について未加入とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において D 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、類似する名称の E 社の閉鎖登記簿謄本に記載されている代表取締役の氏名が、申立人の主張する事業主の氏名と一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、A 県 B 市に所在する厚生年金保険の適用事業所として E 社、D 社及びこれに類似する名称の事業所は、確認できない。

また、申立人が記憶している事業主及び同僚については所在が不明のため、当時の申立人に係る勤務の実態について証言を得ることができない。

さらに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から35年9月1日まで
私は、昭和33年6月1日から35年8月31日までA事業所B課に勤務し、C事業場で作業していたが、この期間の厚生年金保険加入記録が無いのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、昭和41年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が氏名を挙げた2名の元同僚は、A事業所において厚生年金保険の被保険者として確認できない上、そのうちの1名は、「私も申立人も、C事業場で勤務したが、当時勤めていた人で厚生年金保険に加入している人はいない。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月1日から19年10月1日まで
私は、昭和8年5月3日から46年3月31日まで、A社（現在は、B社）C事業場に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社C事業場の昇級通知及び永年勤続表彰状により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時施行されていた労働者年金保険法においては、工員等の男子筋肉労働者のみが適用対象とされ、職員及び女子は適用対象とならなかったところ、申立人が所持する人事異動通知書により、申立人は、昭和17年12月31日付けで「D（職種）」を発令されていることが確認でき、B社から提出された「E（資料名）」により、「D（職種）」は職員に位置付けられていたことが確認できることから、申立人は、申立期間において同法の被保険者の対象ではなかったものと認められる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、法律改正の表示（マル改）とともに、昭和19年6月1日に資格取得していることが確認できることから、同年に労働者年金保険法が厚生年金保険法に改正され、被保険者の対象が職員及び女子にも拡大されたことにより、新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得（同年10月1日から保険料徴収開始）したことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。